

社長さん、 事業承継の準備は できていますか？

その1

弁護士 かな口 崇

岐阜商工会議所専門家研究会（ぎふ専研）

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

1 はじめに

個人的な感覚ですが、最近、事業承継に関する相談は増加傾向にあるように思います。「経営者が引退の時期を迎え、事業承継が待ったなしとなっている。」というのは、既に数年前からいわれていましたが、その時には国や専門家などがその必要性を強調しているだけで、今の当事者には余り関心がないという雰囲気でした。ところが、最近はその当事者が自らその相談を持ちかけていらっしゃるという状況

2 事業承継にはどのような種類があるか

事業承継は、誰を継承者に指名するかという観点から、親族内承継と親族外承継に分けて考えることができます。親族内に適当な継承者がいればこれを継承者に指名すればよいでしょうが、近年は承継することのリスクからか、親族内承継が実現で

きない事案が増加しています。この場合、親族外の者を指名するほかありません。そして、会社内に適当な方がおられればその方でも良いでしょうが、それすらいなければ全くの第三者（例えば、同業者など）を検討することになるでしょう。

親族内承継の場合、多くは、後ほどお話しする「相続」との関係が問題となります。これに対し、親族外承継の場合、通常、会社を売却することになるため、購入者をどのように探すのか、購入者が見つかったとしても、継承者がその資金をどこ

3 事業承継はそもそも必要なのか

から調達するかなどが問題となります。（前提として会社の価値付けをすることになるでしょう。）

ところで、事業は必ず承継されなければならないものでしょうか。事業者の中にはこの観点を完全に見落としておられる方もあります。「歴史ある事業を先代から引き継いできた」、「自ら事業を立ち上げてここまで大きくしてきた」など、事業者には当然事業にそれなりの思い入れがあります。しかし、残念ながら、中には承継するより廃業清算を行った方が良い場合があるのも事実です。異論もあるでしょうが、事業は個人の生活を豊かにしたり、社会に貢献したりするための「手段」です。そうであれば、個人の生活を豊かにしたり、社会に貢献したりすることのできない事業には、「手段」としての価値はなく、承継させる意味はないともいえます。むしろ、そのような事業を承継させれば、負担だけが大さくなり、継承者や社会を不幸にする可能性すらあります（なお、承継する価値のある事業か

4 事業承継問題の視点

皆様は、是非、事業承継の方法を考える前に、一度立ち止まって、その事業は本当に承継させるだけの価値があるものかを考えてみてください。

それでは、本題に移りましょう。事業承継問題を考えるに当たっては、以下に記載する3つの観点から考えるのが便利であると思います。しかし、実際には税務の観点を中心に検討されていることが多いようです。これは、税務問題はお金の問題に直結するため事業者にとってもその重要性が分かりやすいこと、多くの事業者には身近に税理士さんがアドバイザーとしてついておられることなどが原因と思われるのですが、事業承継における

5 税務問題

税務問題は、あくまで事業承継問題の一面に過ぎません。この問題は、①事業そのものの承継、②これに伴う税務問題、③法律問題という3つの観点からそれぞれ検討する必要があります。その一つでも欠ければ事業承継はうまくいきません。以下では、便宜上税務問題から記載します。

税務問題は、皆さんにも比較的意识しやすいでしょう。この問題は資金繰りなどにも影響しますので、税理士さんなど十分連携して解決していく必要があります。

弁護士
かな口 崇 氏

●プロフィール
カナクチ タカシ

昨年、中小企業支援を目的に「かなくち経営法律事務所」を設立。中小企業支援は関係者の連携なくして不可能との考えから、各地の商工会、商工会議所、各士業者と連携して中小企業支援を行っている。

